

事業等のまとめりごとに区分された情報の充実

2014年9月30日(火)

共同ワーキングチーム第2回会合

資料

1. 独立行政法人会計基準改訂の背景

〈独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)〉より抜粋

4. 財政規律、報酬・給与等の見直し、調達合理化及び情報公開の充実

(1) 財政運営の適正化、説明責任・透明性の向上、経営努力の促進

○法人の会計基準について、損益均衡の仕組みを維持しつつ、事業等のまとまりごとに区分された情報を充実するとともに、原則として業務達成基準を採用するなどの見直しを行う。また、法人における管理会計の活用等により自律的マネジメントの実現を図る。

⇒セグメント情報の開示 改訂の必要性

○国から事前に用途が特定されない運営費交付金の根幹を維持しつつも、各法人の事業等のまとまりごとに予算の見積り及び執行実績を明らかにし、著しい乖離がある場合にはその理由を説明させることとする。ただし、予算の硬直化につながらないよう運用において十分に留意する。

(4) 情報公開の充実

○各法人の事業等のまとまりごとに、予算の見積りを年度計画に、執行実績を事業報告書に添付・公表することとし、著しい乖離がある場合にはその理由を説明する。

⇒事業報告書・決算報告書の記載区分 改訂の必要性

2. 「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び「独立行政法人の評価に関する指針」

【目標指針Ⅱ3(1)①、Ⅲ4(1)①Ⅳ2(1)①】(抜粋)

① 法人は、個別法に定められた業務を遂行するため、主務大臣から与えられた役割(ミッション)に基づき、法人の長が予算、人事、組織等の資源を配分して業務運営を行っている。このため、法人の長の下での自律的なPDCAサイクルを設定し、法人内部のマネジメントを発揮し得るよう、適正かつ厳正な評価に資する一定の事業等のまとまりごとに目標を策定する。

【目標指針Ⅱ3(3)、Ⅲ4(3)、Ⅳ2(3)】(抜粋)

(3) 評価に際しては、原則、中期／中長期／年度目標を設定した項目を評価単位として評価を実施する。

【評価指針Ⅰ2(3)】(抜粋)

(3) 評価は、評価単位(※)に合わせて行う項目別評定(以下「項目別評定」という。)と、項目別評定を基礎とし法人全体を評価する総合評定によって行う。

※「独立行政法人の目標の策定に関する指針」Ⅱの3(3)、Ⅲの4(3)及びⅣの2(3)の評価単位を示す。



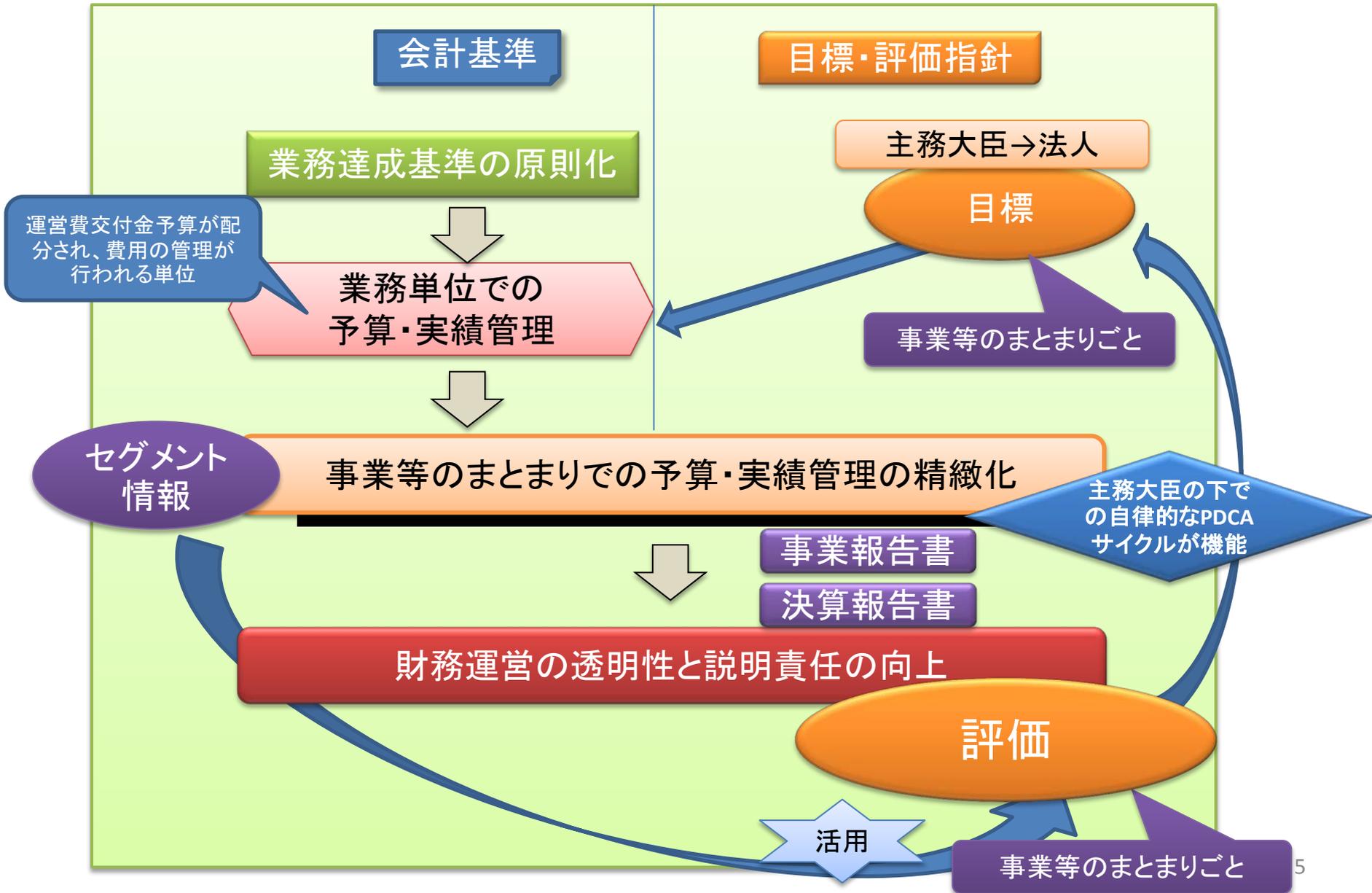
目標及び評価において一貫した管理責任を徹底し得る単位として
「一定の事業等のまとまり」を定義

3. 一定の事業等のまとめり

【目標指針Ⅱ3(1)②、Ⅲ4(1)②、Ⅳ2(1)②】(抜粋)

- 一定の事業等のまとめりとは、法人の内部管理の観点や財務会計との整合性を確保した上で、少なくとも、目標及び評価において一貫した管理責任を徹底し得る単位である。
- 具体的には、法人の長から、法人の資源(予算、人事、組織等)配分及び業務の執行に関し一定の権限及び責任を与えられた者が評価の結果を業務の執行に適切に反映できるような単位である。
 - (例) i 個別法に規定する業務の単位
 - ii 主要な事業ごとの単位
 - iii 施設単位(同一の目的や事業を担う研究所レベル)
 - iv 事業部単位
 - v 目標に対応したプログラム単位 (※国立研究開発法人のみ)
- ただし、上記では対応できない場合については、これに関わらず更に細分化した単位で目標を定める。

4. 独立行政法人会計基準における位置づけ

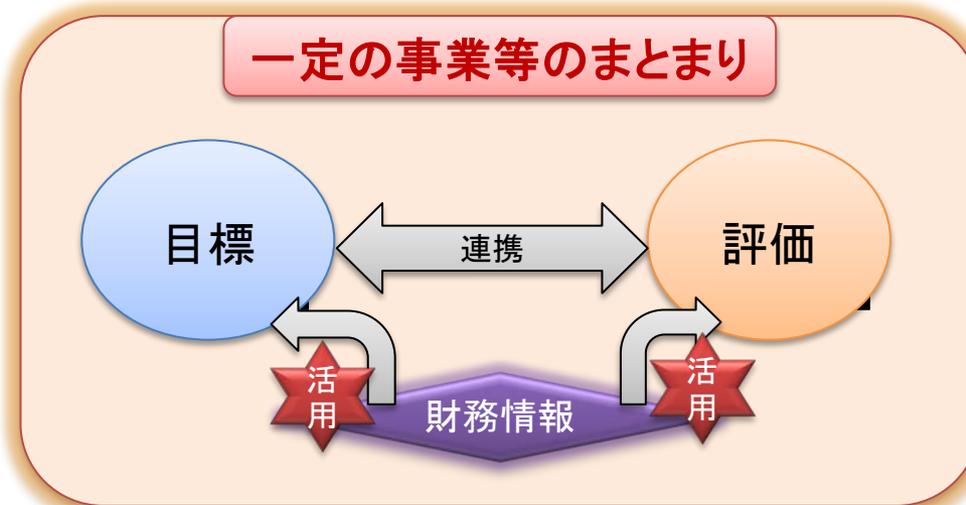


5. 独立行政法人会計基準改訂案のポイント

目標設定・評価における参考情報としての財務情報の有用性を担保するため「一定の事業等のまとめり」と財務情報の開示区分の整合を図る。



- セグメント情報開示の改訂
- 決算報告書・事業報告書の記載事項の改訂



6-1 セグメント区分(基準第43第1項・QA43-1)

• 改訂の必要性

- 現行基準上、中期目標等と事業内容等の対応関係が不明確
- 中期目標等と開示セグメント区分が整合していないケースがある
- 目標設定・評価・財務情報を一体とし、財務情報の有用性を担保する

• 会計基準の改訂内容案

- セグメント区分を目標設定・評価単位である「一定の事業等のまとまり」と整合させる旨を基準上明示する。(基準第43第1項)

当該法人の事業内容等
に応じた適切な区分



(中期目標・中長期目標・年度
目標の項目と整合した)
一定の事業等のまとまり

**目標設定・評価と
財務情報がリンク**

6-2 開示すべき情報(基準第43第2項・QA43-2)

• 改訂の必要性

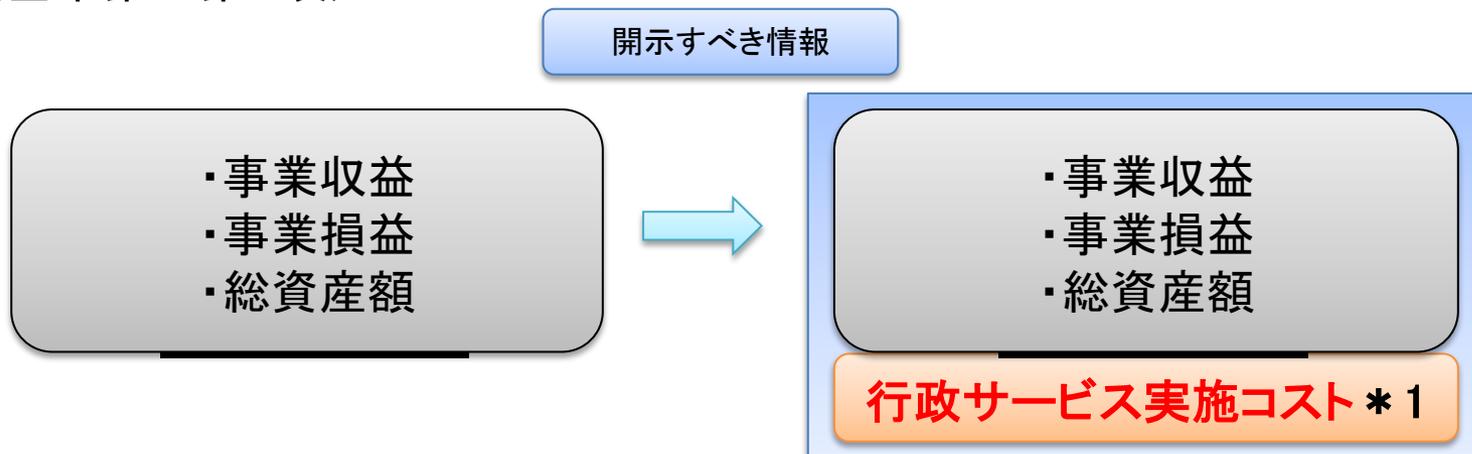
➤ 業績評価のための情報提供を担保

→事業等のまとめりごとのインプット情報(投入コスト情報)が必要

※ 評価指針では、評価書様式において、インプット情報として項目別の行政サービス実施コストの記載を求めている。

• 会計基準の改訂内容案

➤ セグメント別行政サービス実施コストの開示を基準上明示する。 (基準第43第2項)



*1: セグメント別の行政サービス実施コストを計算するためには、セグメント別の臨時利益、臨時損失を計算する必要がある。セグメント別の臨時利益、臨時損失は、損益計算書情報として、事業損益の下に記載し、セグメント別の総損益も開示する。

6-3 セグメント情報の見直しイメージ(QA79-2 様式改訂案)

	A事業	B事業	...	法人共通	合計
I 事業費用、事業収益及び事業損益					
事業費用					
××業務費					
一般管理費					
財務費用					
雑損					
計					
事業収益					
運営費交付金収益					
△△収入					
その他					
計					
事業損益					
II 臨時損益					
臨時損失					
...					
計					
臨時利益					
...					
計					
当期総損益					
III 行政サービス実施コスト					
業務費用					
損益計算書上の費用					
(控除)自己収入					
業務費用合計					
損益外減価償却相当額					
...					
機会費用					
...					
(加算)国等からの財源措置					
...					
行政サービス実施コスト					
IV 総資産					
省略					
計					

事業等のまとめりと整合(6-1)

臨時損益を事業損益の下に追加し、セグメント別当期総損益の開示(6-2)

セグメント別行コスト情報の開示(6-2)

損益計算書情報

行政サービス
実施コスト情報

(注) 事業損益欄の下にPL情報である臨時損益欄を追加することによりセグメント別当期総損益を開示し、その下にセグメント別PL情報として開示されない損益外減価償却相当額等の欄を設けてセグメント別行コスト情報を開示させる。

7-1 予算の見積りと執行実績の開示等(決算報告書)

● 改訂の必要性

- 目標設定・評価単位との整合性を図るため、決算報告書について事業等のまとまり(セグメント)ごとの開示が必要。

※ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)(抜粋)

4. 財政規律、報酬・給与等の見直し、調達合理化及び情報公開の充実

(1) 財政運営の適正化、説明責任・透明性の向上、経営努力の促進

- 国から事前に使途が特定されない運営費交付金の根幹を維持しつつも、各法人の**事業等のまとまりごとに予算の見積り及び執行実績を明らかに**し、著しい乖離がある場合にはその理由を説明させることとする。ただし、予算の硬直化につながらないよう運用において留意する。

(4) 情報公開の充実

- 各法人の**事業等のまとまりごとに、予算の見積りを年度計画に**、執行実績を事業報告書に**添付・公表する**こととし、著しい乖離がある場合にはその理由を説明する

● 対応案

- 「独立行政法人・中期計画の予算等について」において、事業等のまとまり(セグメント)ごとの予算を作成することを明らかにする(会計基準の範囲外)。

※ 予算の作成単位は、中期計画の予算等について基本となる考え方をまとめた「独立行政法人・中期計画の予算等について(平成12年4月中央省庁等改革推進本部事務局(平成26年9月 総務省行政管理局修正))」において、「区分経理を行う場合には、個々の経理毎に予算を作成する。」とされている。

当該記載について、事業等のまとまりごとに予算を作成することを明らかにするとともに、現状明示されていない年度計画の予算の作成単位を明示するため、以下のとおり修正する。

(修正案)

「**事業等のまとまりごとに**予算を作成する。**年度計画に添付**する予算の作成単位も同様である。」

- 事業等のまとまり(セグメント)ごとの予算の見積り及び執行実績を明らかにする決算報告書の参考様式例を示す(現行QA79-4の改訂)。

7-2 決算報告書の見直しイメージ(QA79-4 様式改訂案)

現行の様式

決算報告書
H○年○月○日～H×年×月×日

区分	予算額	決算額	差額	備考
収入				
運営費交付金				
○○補助金等				
施設整備費補助金				
受託収入				
計				
支出				
業務経費				
○○補助金等事業費				
施設整備費				
受託経費				
一般管理費				
人件費				
計				



改訂後の様式(案)

決算報告書
H○年○月○日～H×年×月×日

区分	A事業				B事業				C事業				
	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	予算額	決算額	差額	備考	
収入													
運営費交付金													
○○補助金等													
施設整備費補助金													
受託収入													
計													
支出													
業務経費													
○○補助金等事業費													
施設整備費													
受託経費													
一般管理費													
人件費													
計													

事業等のまとめりに予算の見積り
及び執行実績を明らかにする。

※:区分経理を行う場合は、個々の経理毎に予算を作成する。

7-3 理由の説明を求める予算と執行実績の著しい乖離(QA79-4新設案)

● 著しい乖離の判断基準

- 予算の見積りと執行実績に「著しい乖離」が生じているかは、法人は量的判断基準に加え、質的重要性の観点から判断する必要がある。すなわち、「乖離」が量的に重要性がなかったとしても、質的な観点から「著しい乖離」に該当しないかの判断を行う必要がある。
- 現行制度上、QA79-4において予算・決算の差額理由についての記載は求められているが、「著しい乖離」についての具体的判断基準はない。
- 開示にバラつきが生じないように、判断基準を一律に定めることが必要である。

【量的判断基準】

- 「著しい乖離」を量的に判断する基準としては、
 - ① 決算額と予算額の増減額(例: 1億円以上乖離した場合、理由を説明)
 - ② 決算額の予算額に対する増減率(例: 10%以上増減した場合、理由を説明) が考えられる。⇒②決算額の予算額に対する増減率で判断するよう一律に定める。
(∵①決算額と予算額の増減額は、法人の事業規模によっては著しい乖離とならない場合もある)

【質的判断基準】

- 「著しい乖離」の質的判断基準を一律に示すことは難しいが、乖離が上記量的判断基準に該当しないと判断される場合でも、法人は勘定科目、乖離要因といった質的重要性によって「著しい乖離」に該当するものとして理由を明らかにする必要がないか検討しなければならない。
たとえば、人件費の場合、予算額を上回ることで自体がまれであると考えられるため、決算額が予算額を上回っている場合には、量的判断基準に達していなくとも、その理由について説明を求める場合がある。また、事故や訴訟などイレギュラーな事象を原因とした予算と決算の乖離が生じている場合には、同じく、量的判断基準に達していなくとも、その理由の説明を求める場合がある。

● 決算額の予算額に対する増減率の基準

- **著しい乖離の量的判断基準として、決算額が予算額に対して10%以上増減した場合としたい。**
(理由)

有価証券上場規程及び有価証券上場規程施行規則において、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす差異として、売上高の予想値に「10パーセント」の変動が生じた場合と定めている。独立行政法人の財務諸表利用者にとっても、「10パーセント」の乖離が著しい乖離(理由の説明が必要な重要な乖離)の水準として考えられる。

○有価証券上場規程(平成19年11月1日上場 平成26年4月1日改正)

(予想値の修正等)

第405条

上場会社は、当該上場会社の属する企業集団の売上高、営業利益、経常利益又は純利益(上場会社がIFRS任意適用会社である場合は、売上高、営業利益、税引前利益、当期利益又は親会社の所有者に帰属する当期利益)について、公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値)に比較して当該上場会社が新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算において差異(投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして施行規則で定める基準に該当するものに限る。)が生じた場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

○有価証券上場規程施行規則(平成19年11月1日上場 平成26年4月1日改正)

(上場会社の予想値の修正)

第407条

規程第405条第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして施行規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めることとする。

(1) 企業集団の売上高

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値)で除して得た数値が1.1以上又は0.9以下であること。

【参考】 予算の見積りと執行実績の開示等(事業報告書)

• 事業報告書の様式改訂の必要性

- 目標設定・評価単位との整合性を図るため、決算報告書と同様、事業報告書についても事業等のまとめごと(セグメント別)の開示が必要。

※ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)(抜粋)

4. 財政規律、報酬・給与等の見直し、調達合理化及び情報公開の充実

(4)情報公開の充実

- 各法人の**事業等のまとめごと**に、予算の見積りを年度計画に、**執行実績を事業報告書に添付・公表**することとし、著しい乖離がある場合にはその理由を説明する

• 対応案

- 事業報告書に、事業等のまとめごとの予算・決算の概況(決算報告書)を添付する。

【補足】

事業報告書の様式について、現在、事務連絡で記載要領を定めている(注1)が、改正通則法(注2)において、主務省令で規定することと位置づけられた。

注1 「独立行政法人の事業報告書における記載事項について」(平成20年1月29日事務連絡(総務省行政管理局管理官(独立行政法人総括担当))で様式等を示している(参考資料3参照)。

注2 改正通則法第38条2項 「(中略)財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに**主務省令で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書**及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え…」